

<研究背景>

高齢者や障害者問題を解決する際に、当事者の主体性が尊重される社会は変化しつつあるが、その点で特に遅れているのが、子どもを取り巻く問題を扱う場面である。

海外では、Morton-Cooper らが提唱した Action Research (AR, 2000 年) が新たな研究手法として位置づけられ、研究者と現場の当事者とが実践と研究を循環して扱うことで大きな成果をあげている。こうした動きを受け、子どもに関わる研究のあり方の変化がヨーロッパで進んでいる。Kellett (2010) は、子どもに関わる研究が、従来、実験的あるいは社会的という研究手法が主流となっていて、子どもは研究の「対象」でしかなかったと批判的にその限界を指摘し、参加型の研究 with children あるいは子どもたち自身を主体者とした研究 by children の重要性を自らの研究で示し提起した。今回の研究に先立って、2019 年に海外 35 か国 55 組織を通じて 1,836 人の子どもたちが、子どもの権利条約 (CRC) の条文を子どもたち自身が話し合うグローバル子どもの権利対話 (GCRD) の取り組みが行われた。このプロジェクトに日本からは研究代表の武内が 2 つの組織の協力で参加し、この GCRD を実施した。子どもたちは、GCRD を通じて課題解決に向けた提言を行うことが目標とされ、その成果はすでに最終報告書としてまとめられている

(https://www.unb.ca/globalchild/_assets/documents/gcrd-full-report-final.pdf)。子どもたちは大人が想像する以上に、自らの意見をまとめ上げる力があることを、このプロジェクトは証明した。国内の取り組みは、社会医学学会の学会誌「社会医学研究」第 37 巻 2 号で公開されている (http://jssm.umin.jp/report/no37-2/37_2_all.pdf)。日本での取り組みを通じて、子どもたちが課題解決に向けた提言を含む意思表示できることが明らかとなった。こうした成果から、これからの研究のあり方として、子どもが主体的に役割を担う研究手法の定着がわが国においても確実に求められてくると言える。

CRC12 条では、子ども自身が自分の意見を表明しそれが大人に考慮してもらえる権利があると述べられている。また、国連が 2030 年に向けて達成することを掲げた持続可能な開発目標 (SDGs) には、貧困の根絶、質の高い教育の提供などが掲げられている。そんな中で、2020 年から今に至る COVID-19 パンデミック下の子どもたちにとって、CRC の条文にある権利を、前に進める上で何が障壁かを明らかにすること、そしてその権利の実現への社会や国を動かす提案を子どもたち自らが行うこと、これらを重要な研究テーマとして位置づける必要がある。

<研究目的>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、子どもたちは学びや遊びの場を奪われ、友だちとも会えなくなるなど、自分たちの権利をより奪われてきたと推測される。しかし、その状況について子どもたち自身がどう感じているのか、どう変えたいのかといったことで、彼らの

意見を尋ねられることはなく、当事者である彼らの意見表明の機会が奪われ、仮に声を聞いてもらえたとしても様々な制限の緩和などに反映されることはなく、そういう意味では国連子どもの権利条約(CRC)の第12条に掲げる「子どもたち自身に意見を述べる権利があり、その意見が考慮されるため、然るべき方法で意見を述べ聞いてもらえる権利がある」という権利がまったく侵害されたまま、新型コロナ禍の子どもたちの生活があると言える。

子どもたち自身によるCRCの各条文に対する権利対話を行うことで、新型コロナ感染症が続く中で、CRCの各条文が守られるために何が必要なのかを子ども自身が明らかにする。権利条約の条文に関わるCOVID-19下での問題を特定しその解決方法を子どもたち自ら探るとというのが、本研究である。

権利対話では、研究員及び嘱託研究員が進行役を担い、スムーズに話し合えるための役割を果たしつつも子どもたち自身が話し合うことを尊重する。そして、地域社会あるいは国の取り組むべき問題解決への方策を明らかにする。この企画は、CRCの12条を具体化するプロジェクトでもある。子どもたちが主体者となって社会や国を動かす提案を行えることが、本研究の最大の意義である。さらに関わった子どもたち自身が、権利対話の過程を通じて自分や仲間への信頼や、権利を主張することへの確信をもてることが期待され、将来の子どもたちの生き方を応援できる取り組みとなることも期待される。

本研究では、子どもたち自身の社会や国を動かす提案をまとめるとともに、権利対話の経過とその成果に質的分析を加えて学術学会及び学会誌上で発表する。

この取り組みを通じて、子どもたち自身が問題解決の主体者であるという認識が研究者の間に広がり、子ども参加型の研究手法を用いて子どもと共に問題解決を図ることが当たり前となることを期待している。子どもとともに行う新たな研究手法をわが国で確立していく上での、画期的な企画となることを願っている。

研究期間の後半、2年目に開催するシンポジウムで、自分たちのことは自分たちで決めるという子どもたち自身が主体者となることの必要性を広く社会に訴え、その結果を含めた子どもたちからの提言を、子どもたちにも理解しやすい出版物として刊行したいと考えている。CRCの精神を具現化するため、子どもたちと共に学ぶ作業を通じて社会変革を生み出すプロジェクトの実現によって、今後、他の分野でも子どもと共に取り組む参加型研究を導入するための基盤を、本研究が提供できるものと考えている。

<研究計画>

研究員および嘱託研究員と本研究に関わる情報共有を行い、実施計画への共通理解を得る。必要な倫理審査を終えたのち、10歳から18歳未満の子どもたち5-6名でグループを形成し、各グループでコロナ禍にある自分たちの思いをもとに、CRCの2つの条文に関する権利対話(COVID-19版GCRD)を各グループで実施する。20程度の子どもたちのグループを全国でリクルートし、30以上の条文に対して実施できることを目標とする。各権利対話に関わる資料を子どもの理解しやすい内容で事前に用意する。さまざまな地域や立場での子ども支援の組織に依頼して、対象となる子どもたちと実施場所、当日のスタッフの手配など、COVID-19版GCRDの実施計画を策定する。実際の権利対話は、共通のマニュアル

ルにしたがう同じ手法で、研究員および嘱託研究員 2-3 名を中心とした権利対話の手法を理解した進行役がサポートする。それ以外に、会場の設営準備、受付、菓子や飲み物の用意などでさらに 3 名程度の要員が、各グループで必要となる。子どもたちの各グループは、基本 CRC の 2 つの条文を話し合って問題点を明らかにし、続いて解決策をまとめる。例えば、28 条 29 条教育に関する権利と 31 条遊びの権利の各条文について、権利対話を実施とする。流れは、① まず進行役が取り組みの目的と概要を説明し同意を得る、② 子どもたちが心地よくスタートできるように菓子や飲み物とともに自己紹介、話し合う条文の説明を行う（リーダー役となる子どもを決めてもらいサポートする）、③ 約 1 時間で、一つの条文権利対話を進める（進行役は「新型コロナウイルスの流行で学びの様子は変わりましたか？」といった問いかけをしてお互いの意見が出し合えるきっかけをつくる）、④ 「それはどのような権利なのか」「その権利の実際はどうなのか」「権利が前進しているかどうかをどうして知ればいいのか」「政府は何をすべきか」「政府が約束を守っているかわかる方法は何か」など話し合いを前に進める問いかけを必要に応じて行う、進行役が注意すべきは、決して議論を大人の考え方で誘導しないことである、⑤ 子どもたちに話し合いの成果を報告してもらう、⑥ 参加してくれた子どもたちに感謝し、取り組みを終了する。おおよそ、そういった流れで権利対話は進められる。

以上の取り組みは 2022 年度内に実施し終了する。権利対話終了後、2023 年度には、話し合いの過程に対して KH Coder 等を用いた質的分析を加え、各々の子どもたちの手による政策提言を含めた最終的な研究成果は、学会発表を経て内外の学術誌に論文投稿を行うとともに、子どもたちの代表を招いたシンポジウムを行い、その成果を含めた子どもたちにも理解しやすい一般向けの出版物として刊行する。

下に実際の子どもの権利対話を進めるイメージ図を示す。

